

# 八十二文化財団「地域の文化継承活動」助成事業 募集要項

## 1. 趣旨・目的

少子高齢化が進むなか、地域の文化の振興をはかるために郷土文化・伝統文化を大切に受け継ぎ、次の世代へ継承していくことは重要な課題です。本制度は、「次代を担う子どもたち」と「地域の皆様」が一体となった教育活動や文化継承活動を支援するため、活動資金の一部を助成させていただく事業です。この助成を通じて、「長野県内の小中学校」と「地域内の個人・団体（支援者）」との一層の交流・連携がはかれることを期待します。

## 2. 助成対象者

- (1) 郷土文化・伝統文化の継承を目的に、地域内の個人・団体と交流・連携をはかり、学習機会を整備しようとする長野県内の小中学校（助成対象者別対比表『助成対象者①』）。小中学校長が申込者となる。
- (2) 郷土文化・伝統文化の継承を目的に、長野県内の小中学校と交流し文化継承活動を継続的に支援している地域内の団体、及び新たに対象となる支援を行おうとする地域内の団体（助成対象者別対比表『助成対象者②』）。個人での申し込みはできない。また、支援をする小中学校の推薦が必要となる。
- (3) 宗教活動・政治活動等を目的とする団体、活動目的が助成金の交付には適さない団体は対象外とする。

## 3. 助成の対象となる活動

小中学校の子どもたち（児童・生徒）を対象に行われる次のような文化継承活動で、「長野県内の小中学校」と「地域内の個人・団体（支援者）」による地域一体となった取り組み。

- (1) 地域に根差した伝統文化、民俗芸能、郷土の歴史、食文化等の保存と伝承等。
- (2) 子どもたち（児童・生徒）の地域の文化活動を目的とした、まちづくり、自然保護、環境保護のための活動等。
- (3) 次のようなケースは、助成事業として選考することが難しくなっています。ご了承ください。
  - ①次年度以降の事業の継続が保証されないイベント・プロジェクト的な内容などで、「文化継承」の目的に沿っていない。
  - ②大人の活動が優先しており、事業の対象となる子どもたち（児童・生徒）へのコンタクトや支援が希薄となっている。

## 4. 助成の対象となる経費

- (1) 申請する活動に要する直接経費。

### 直接経費の例

- ・文具消耗品費 ・材料費 ・会場使用料 ・会場設営費 ・講師等謝金
- ・諸資料記録等作成費 ・印刷製本費 ・通信運搬費
- ・舞台衣装の製作、用具等の購入等 ・衣装等諸用具の賃借料 など

- (2) 事務局費・会議時飲食代・打ち上げ代等の自ら負担すべき経費は助成の対象としない。

## 5. 助成金額および助成制限

- (1) 助成枠は100万円。
- (2) 助成対象金額は最大で10万円とし、助成対象経費の合計額の範囲内とする。
- (3) 原則として前年度に引き続き助成を受けることはできない。再度の助成となる場合は、過去の経緯、経過期間などを十分調査のうえ、助成事業事務局にて判断する。

## 6. 申請方法

- (1) 助成対象者別対比表を参照し、専用の申込用紙により郵送にて申請する。
- (2) 長野県内の小中学校が申請者となる場合は「様式1号」「様式2号」を使用し、小中学校長名により申込む。「様式2号」には「地域の文化継承活動」の現況について記入する。

- (3) 地域内の団体が申請者となる場合は「様式1号」「様式3号」を使用する。「様式3号」には助成を希望する団体にて「地域の文化継承活動」の概要・実績などを記入する。活動実績の資料や団体の規約（写）などの参考資料を添付し、文化継承活動を支援する小中学校の校長宛に提出し、「様式3号」の推薦者記入欄にその推薦を受ける。
- (4) 活動内容の詳細を面談・電話等でヒアリングをしたり、活動経費に関わる見積書等の資料提供を求める場合がある。

## 7. 申請書類送付先

〒380-0936 長野市岡田 178-13  
公益財団法人八十二文化財団 助成事業事務局

## 8. 助成の決定

- (1) 事務局にて一次審査を実施し、審査委員会の選考を経て決定する。
- (2) 助成決定後、決定通知書にて通知する。その後八十二銀行の指定口座へ助成金を振り込む。

## 9. 助成事業の実績報告

- (1) 助成を受けた事業の実績報告として、長野県内の小中学校は「様式4号」を、地域内の団体は「様式5号」を作成し、事業終了後1か月以内に助成事業事務局宛に提出する。
- (2) 収支決算書、備品（物品）等購入の場合は領収証の写し、活動写真のコピーなど実績の詳細がわかる資料を添付する。

## 10. 情報公開及び個人情報の取扱い

- (1) 助成の対象として決定された「地域の文化継承活動」の助成先や内容などをホームページ、機関誌などに公表・公開し、地域文化の振興のために情報共有いたします。また、当財団の広報活動にも利用させていただく場合があります。
- (2) 申請申込書類にお書きいただいた個人情報は、法令に従って厳正に取扱い、助成選考手続きと上記(1)に関することにのみ使用いたします。

## 11. 2023年度助成事業の募集スケジュール

- |                  |            |
|------------------|------------|
| (1) 募集開始（申請受付開始） | 2024年6月3日  |
| (2) 募集締め切り       | 2024年8月30日 |
| (3) 助成先決定通知発送    | 2024年10月下旬 |
| (4) 助成金の口座への振込み  | 2024年10月下旬 |

## 12. 2023年度の事業対象実施期間

次の期間内に実施予定の事業が助成対象となる。  
2024年11月1日～2026年3月31日

## 13. 反社会的勢力の排除

地域内の団体（助成対象者別対比表『助成対象者②』）について、次の事項のいずれかに該当し、もしくはいずれかに該当する行為をした場合は本事業の助成対象外とする。

- (1) 地域内の団体またはその代表者・役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）、または反社会的勢力との関係を有すると認められる場合。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為等、脅迫的な言動または暴力を用いる行為を行ったとき。
- (3) 偽計または威力を用いて、財団の業務を妨害し、または信用を毀損する行為を行ったとき。